

皇學館大學 神道研究所 所報

第四十三号
発行所
伊勢市神田久志本町1704
皇學館大學神道研究所
電話 0596 (22) 0201

目次
穂積八束の政教関係論 新田 均……(1)
衆報……(9)

穂積八束の政教関係論

新田 均

はじめに

今日でも帝国憲法下での政教関係に対する憲法学者一般の理解は、かつて宮沢俊義教授が「憲法Ⅱ―基本的人権―」の中で述べた理解が基本になっていると考えてよいと思われる。

本稿は先ず宮沢教授の説を

、帝国憲法下での政教関係をどのような分類に当てはまるものとして考えていたのか。

、帝国憲法第二十八条に規定された「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という制限の具体的内容をどのように解釈していたのか。

三、天皇制と神話、神社、第二十八条との関係をどのように理解していたのか。という三点から整理する。
そして、同じ観点から、明治後半に活躍した憲法学者・穂積八束の政教関係論を整理し、彼の考え方を理解すると共に、はたして宮沢教授の説が穂積の議論に当てはまるかどうかを検討する。

一、宮沢説の整理

先ず、帝国憲法下での政教関係の捉え方(分類)について、宮沢教授は、事実上の神社国教制と見ている。
その第一の理由として「国家神道」の存在

を挙げ、その内容は次の様なものであったとしている。

「神宮・神社には、公法人の地位を、その職員たる、神官・神職には、官吏の地位を与えた。行政組織法的にも、一般の宗教に関する行政は、文部省の所管としつつ、神社に関する行政だけは、それとは別に、内務省神社局、後には神祇院の所管とした。そして、一般国民に対しても、神社参拝を強制し、ことに官公吏に対しては、公の儀式として行なわれる神社的儀式に参列する義務を負わせた。」

そして、もう一つの理由として、帝国憲法の下では、実質的に信教の自由が否定されていたとの指摘を行っている。

「いかに、キリスト教や仏教を信仰することも、布教することも、一応は自由であった。しかし、その自由に対しては、根本的な限界が与えられていた。それは、天皇の祖先が神々であり―その代表者が天照大神であった―天皇自身も神の子孫として―「現御神」(あきつみかみ)として―神格を有することの信仰を否認しないことであった。ところで、宗教というものの本質からいって、かような限界は、信教の自由そのものを否定するにひとしかった。」

したがって、宮沢教授の説によれば帝国憲法下での政教関係は、フランス革命以前の本来の意味での国教制に近いものだったという

ことができる。

次に、帝国憲法第二十八条に規定された信教の自由の制限の具体的内容については、

「明治憲法は、『臣民たるの義務に背かざる限に於て』信教の自由をみとめる。ところで、神社を信仰することは、『臣民たるの義務』に属する。したがって、憲法の保障する信教の自由は、はじめから神社の国教的地位と両立する限度内においてのみ、みとめられていたと解すべきである。」

として、「臣民タルノ義務」に神社参拝や神社信仰が含まれていたとしている。最後に、天皇制と神話、神社、第二十八条との関係については、天皇制は神話や神社を基礎としており、その精神的基礎を固めるために神社参拝や神社信仰が強制されたと考えられている。

「明治憲法は、神権天皇制をその根本義とし、その当然の結果として、天皇の祖先を神々として崇める宗教―神社または惟神道―を、ほかの宗教と同じに扱うことを好まなかった。ことに、明治憲法の基本理念とされた天皇崇拜の精神的基礎を固めるために、天皇の神格の根拠としての神社に対して、国教的性格を与えることを必要と考えた。」

「明治憲法では、天皇主権ないし神勅主権がその根本建前であり、天皇の地位も、天皇の祖先たる神の意志に根拠をもつて

された」

「明治憲法では、天皇が神の子孫として自身神格を有するとされた結果、天皇の祖先を神として崇める宗教―すなわち、神社(神ながらの道)―は、単に天皇一家の宗教であるにとどまらず、国の宗教だとされ、ひろく国民にその礼拝が強制された。」

二、穂積 八束

以上の宮沢説は明治憲法時代の憲法学者一般の解釈だったといえるのだろうか。それを検証するためには、多くの学者について個別に検討してみることが必要である。その手始めとして穂積八束を選んだのは理由がある。一つは、彼が憲法制定直後から東大の憲法講義を担当した憲法解釈の初期を代表する人物だったからである。

もう一つは、天皇主権の強力な主張者であったことから、天皇主権の根拠を神話に求め、それ故に天皇制の基礎を固めるには神社信仰や神社参拝の強制が必要だったと説く宮沢教授の説を当てるのはふさわしい人物だと考えたからである。

ところで、穂積の政教関係論を見ていく前に、彼の経歴を紹介しておくことにする。穂積八束は、万延元年(一八六〇)、伊予宇和島生まれ。穂積家は饒速日命を祖先とするといわれ、宇和島藩伊達氏が仙台より分家

する以前からの譜代の家臣であった。祖父・重磨は本居太平の文通上の弟子で、宇和島藩に思想としての国学を導入した人物とされ、尊皇・忠孝などを協調した家訓を残し、いくつかの古典研究の業績を残している。神道を奉じ、墓に戒名を彫るなど遺言したことで死後菩提寺との紛争を起した。父・重樹も維新後藩校に国学の教科が設けられると、その教授を勤め、私塾も営んだ。兄・陳重は明治を代表する法学者である。

八束は明治二年(一八六九)、平田鉄胤門下の国学者・山内憲之に国学を学び、六年(一八七三)上京。共立学校・外国語学校・大学予備門でもつぱら洋式教育を受けた。十二年(一八七九)、東京大学文学部政治学科入学。すでに学生時代から憲法講義のプリンスと決まっていたといわれる。

十七年(一八八四)、井上毅の紹介で伊藤博文に面会し助言を受けた直後にドイツに留學。シュトラスブルクのラーバントについて国法学を学ぶ。二十二年(一八八九)、憲法公布直前に帰国。帝国大学法科大学の憲法の教授となる。二十六年(一九〇三)、帝国大学が講座制を導入し、憲法国法学第一・第二講座が設けられると、第二講座を担当し、また、行政法講座を分担した。三十四年(一九〇一)四月、行政法講座が行政法第一・第二講座に分かれると第二講座を兼任(明治三十六年まで。その後を寛克彦が担任。同年九月、憲法国法学第一・第二

制度ト云フが如キコトヲ認メテ信教ノ自由ノ中ニ幾分等差ヲ附ケルト云フヤウナコトハ主義ニ適ハヌノデゴザリマスガ、欧羅巴ト雖モ宗教ハ古キ時ヨリ発達シタモノデ大勢力デゴザリマスカラ、ナカナカ理論通りニ一様ノ法律規則ヲ以テ之ヲ同様ニ取扱ウコトハ出来ナイモノト見エマスル。」

講座が憲法講座と国法学講座とに分かれると憲法講座を担当(大正元年まで。その後を上杉慎吉が担任)した。大正元年(一九一〇)十月没。

明治二十四年八月「民法出テ、忠孝」云フを發表して民法典論争を引き起こしたことは有名である。

天皇主権説を強力に主張し、「官僚憲法学の権威」と非難され、学界では次第に孤立していった。後を継いだ上杉慎吉が昭和四年に死去するとこの学統は絶えたといわれる。ただし、初等教育と軍においては権威を保持しつづけたとされる。

三、穂積の日本の政教関係の捉え方

穂積は明治三十三年三月に発表した論文「国家ト宗教トノ関係」の中で

「宗教ノ信仰ノ自由ト云フコトカ仏蘭西ノ大革命ニ於テ唱ヘラレタル所ノ主義テアリマシタ。ソレカ故ニ仏蘭西ノ大革命以後ハ欧羅巴諸国家ノ国家ト宗教トノ関係ニ於キマシテ全ク従来ノ国教主義ヲ棄テ、別ナ制度ヲ採ルコトニナリマシタ。其以後ノ制度ヲ別ケテ見マスルト凡ソ三ツニ別レルヤウデアリマス。」

と述べて、当時欧米に存在していた政教関係を「独立制度」「公認制度」「自由制度」の三つに分類している。

「宗教ト国家ハ全然別物デアツテ、宗教団体ハ羅馬法王ヲ主権者トシテ其指図ヲ仰ギ之ニ関スル宗教上ノ法律アリ。而シテ国家ハ俗世界ヲ支配スルモノデアルカラ又国家トシテモ法律アリ。此ノ二ツノ者ハ各々独立シテ対峙スルモノデアルト云フ仕組」

「国家ハ恰モ外国ノ如キ態度ニテ宗教ノ団体ニ対シテ同等ノ地位ニ立ツ」

「政府カ宗教ノ団体ニ向ツテ或事ヲナサシメヤウ或事ヲ禁シヤウトカ云フトキニハ「コンコルダ」ヲ結ハナケレハナラヌ」

などと説明され、その例としてベルギーが挙げられている。

「信教ノ自由ハ認メマスガ、唯國ノ沿革ニ伴フテ発達シタ由緒アル宗教ハ特ニ公ノ団体ト云フ資格ヲ与ヘ普通ノ宗教団体ニ与ヘザル特権ヲ与ヘルノデアリマス。例ヘバ僧侶ハ官吏ニ准シテ取扱フトカ、寺院ハ國家ノ公ケノ建設物ト同ジク看做シテ之ニ特別ノ保護ヲ与ヘルトカ云フ如キ特権ヲ与ヘテ、或種類ノ宗教ヲ公ケニ認定スル制度デゴザリマス。」

と説明され、その例としてドイツ諸国やイギリスが挙げられている。

「仏蘭西ノ大革命以來ノ極端ナル自由ノ思想カラ云ヘバ今日ノ歐羅巴ニ於テ公認

する以前からの譜代の家臣であった。祖父・重磨は本居太平の文通上の弟子で、宇和島藩に思想としての国学を導入した人物とされ、尊皇・忠孝などを協調した家訓を残し、いくつかの古典研究の業績を残している。神道を奉じ、墓に戒名を彫るなど遺言したことで死後菩提寺との紛争を起した。父・重樹も維新後藩校に国学の教科が設けられると、その教授を勤め、私塾も営んだ。兄・陳重は明治を代表する法学者である。

八束は明治二年(一八六九)、平田鉄胤門下の国学者・山内憲之に国学を学び、六年(一八七三)上京。共立学校・外国語学校・大学予備門でもつぱら洋式教育を受けた。十二年(一八七九)、東京大学文学部政治学科入学。すでに学生時代から憲法講義のプリンスと決まっていたといわれる。

十七年(一八八四)、井上毅の紹介で伊藤博文に面会し助言を受けた直後にドイツに留學。シュトラスブルクのラーバントについて国法学を学ぶ。二十二年(一八八九)、憲法公布直前に帰国。帝国大学法科大学の憲法の教授となる。二十六年(一九〇三)、帝国大学が講座制を導入し、憲法国法学第一・第二講座が設けられると、第二講座を担当し、また、行政法講座を分担した。三十四年(一九〇一)四月、行政法講座が行政法第一・第二講座に分かれると第二講座を兼任(明治三十六年まで。その後を寛克彦が担任。同年九月、憲法国法学第一・第二

制度ト云フが如キコトヲ認メテ信教ノ自由ノ中ニ幾分等差ヲ附ケルト云フヤウナコトハ主義ニ適ハヌノデゴザリマスガ、欧羅巴ト雖モ宗教ハ古キ時ヨリ発達シタモノデ大勢力デゴザリマスカラ、ナカナカ理論通りニ一様ノ法律規則ヲ以テ之ヲ同様ニ取扱ウコトハ出来ナイモノト見エマスル。」

自由制度は「ボランタリーシステム」「放任主義」とも言い換えられ、「何レノ宗教ヲ公ケニ認定シテ特権ヲ与ヘルト云フコトモゴザリマセヌ。元ヨリ国教トスルコトモゴザリマセヌ。又國家ヨリ離レテ独立シタル団体デアルト云フコトモ認メマセヌ。・・・全ク言論ノ自由ト結社ノ自由トヲ宗教ノコトニ當テテ支配シテ居ルノデゴザリマス。」

とコメントされている。

穂積が政教関係の分類について詳しく論じているのは、「国家ト宗教トノ関係」と『皇族講話会に於ける帝国憲法講義』の中で第二十八条について講じた部分だけであるが、いざいざにおいても、当時の日本の政教関係がどの分類に属するのかはふれられていない。これに関して、穂積が論じているのは、わずかに明治二十九年十一月の『行政法大意』

においてのみである。この中で彼は、日本の政教関係は、行政慣行として、神道仏教を公認教とする公認制度だと論じている。

「宗教ニ関シテハ法令未タ備ハラス。宗教ノ制規亦一ナラス。行政ノ慣行ニ於テ神道仏教ハ特ニ之ヲ公認シ監督スト雖其ノ他ノ宗教ヲ禁制セス。唯一般ノ秩序警察ニ依リ其ノ礼拝ヲ保護シ之ニ伴ウ危害ヲ防クノミ。」

そして、公認非公認の区別を論じて、公認教については

- 一、公の礼拝所として保護される。
- 二、これを犯し又は不敬の所為のあった者は罰せられる。

三、教規、宗制、及神職、僧侶、教師の身分は内務大臣が監督権を持つ。

- 一、信仰上の組合を慣行によってこれを認め、一般の結社の自由の範囲においてこれを許す。
- 二、行政の規則を以てこれを規制しない。

ところが、ここで取り上げられている神道とは、所謂教派神道であって、行政法について述べるならば第一に取り上げられるべき神社についてはほとんど論じられていない。わずかに「社寺ハ公ノ礼拝所トシテ之ヲ保護ス」というのみである。

穂積が神社を天皇制の精神的基礎だと考えていたとすれば、これは奇妙なことである。

彼が神社は宗教に非ずとの解釈に立っていたとすれば、確かに政教関係や信教の自由を論じる場合に、神社を取り上げることが憚られたであろう。しかし、行政法を論じる場合には、それを正面から取り上げることが可能であったはずである。むしろ、神社非宗教論はそのための論理であったからである。

四、穂積の第二十八条の制限についての解釈

穂積は、信教の自由が無制限でないことをたびたび強調しているが、「安寧秩序」「臣民タルノ義務」の具体的内容についてはほとんどふれていない。わずかに「皇族講話会に於ける帝国憲法講義」の中で、「臣民タルノ義務」については、

「例ヘバ『メンチモニテン』ト云フヤウナ宗教者ニナリマス。縦令國ヲ保護スルタメデモ、法律ヲ執行スルタメデモ、何デモ人ヲ殺スコトハ人間ノスマジキコトデアルト云フヤウナ教義ヲ唱ヘテ居リマス。之ヲ信仰スルコトニナリマス。ト政府ガ罪人ヲ死刑ニ処スルコトモ出来ズ、外国ニ向ツテ戦争ヲスルコトモ出来ナクナリマシテ、臣民タルノ義務ニ背ク結果ヲ生ズルコトニナリマス。カラ此ノ如キ宗教ハ許サレナイデアリマス。」

たとする宮沢説が正しいとすれば、それはまったく理解しがたいことである。

それでは、いったい穂積の天皇主権論はどのような構造になっていたのであろうか。その中で神社や神話は天皇制の精神的基礎として位置づけられていたのだろうか。

先ず、穂積は主権の成立について次のように述べている。

「或国或時代ニ於テ、特ニ或種ノ自然意思ヲ仰キテ主権ト観ルコトハ其ノ当時ノ国民ノ確信ニ由ル、而シテ其ノ確信カ何カ故ニ特ニ或種ノ自然意思ニ限リ他ノ者ヲ以テセサルカハ、其ノ國ノ歴史ノ結果ニ出ツ。故ニ国体ハ歴史ノ成果ニシテ国民ノ確信ニ由リテ定マルト謂フ。万世一系ノ皇位ヲ以テ統治権ノ所在トスルノ我カ国体ハ亦千古ノ歴史ノ成果ニシテ民族一致ノ確信ノ基礎ニ存立スルカ如キナリ。」

「民族ノ確信ハ法ノ淵源タルコト、歴史法理学大家ノ定論アリ、予ハ『ザビニ』ノ書ヲ讀ミテ常ニ其ノ説ク所義理深遠ニシテ古今ニ通スルノ達観ナルコトヲ歎称ス、何カ故ニ其ノ或種ノ自然意思ニノミ限リ之ヲ尊重崇拝スルニ至リシカハ、其ノ社会ニ於ケル進化ノ特種ノ事情ニシテ、条理ノ予メ之ヲ期スル所ニハアラサルナリ。ヨシ其ノ事情ノ原因ハ腕力ノ懸隔ニ出テタルニセヨ、又迷信ニ出テタルニセヨ、既ニ意思ヲ意思トシテ之ヲ尊重スルノ信念ノ成立スルトキハ、是レ

「安寧秩序」については、
「秩序ヲ善シ善良ノ風俗ニ反スル教義ヲ本旨トスルモノハ固ヨリ國權ヲ以テ禁圧スルコトガ当然デアリマス。」

「外国ノ例ニ徴スルニ今日ハ大ニ其ノ制限ヲ弛メ来リシト雖ト歐洲諸國中ニ於テ国民ニ信教ノ自由ヲ与フル我國ト同キモノ猶ホ甚タ稀ナリ。」

として、日本の方がヨーロッパ諸国よりも広く自由を認めていると見ている。この例として、オーストリアを挙げ、

- 一、無神論が認められていないこと。
- 二、幼児でも信仰を持たなければならず、それを与えるのが親の義務とされていること。

三、十三・四才までは信仰の選択権がないこと。

などを挙げている。

また、彼は制限の内容よりも手続きの方にどちらかといえば関心があつたようである。「穂積八束氏大日本帝国憲法講義」の中で、法律の留保ではなく、憲法に制限項目を規定した理由について、

「安寧秩序ヲ妨ケサルヤ否ヤノ事実ヲ判定スルハ一個人ニ在ラスシテ政府ニ在リ。即チ政府若シ臣民ノ信教上ニ於テ斯ノ如キ所為ハ國ノ安寧秩序ヲ妨クト見認メタルトキハ直ニ之ヲ禁ス可シ。而シテ臣民

即チ腕力事實ノ觀念ヨリ超越シテ法ノ理想ノ域ニ入り権力タルノ觀念ヲ具スルモノナリ。」

穂積によれば、法の観点より見た場合、第一に重要なのは、主権者を主権者と認める国民の確信が成立していることであつて、成立事情は必ずしも問題ではなかつた。しかも、国民の確信の成立が「歴史」「其ノ社会ニ於ケル進化ノ特種ノ事情」に求められた結果、理論的根拠は必ずしも必要ではなかつた。

天皇を主権者とする国民的確信が既に存在しているという立場に立つ穂積にとって、神話などを引き合いに出して、あらためて国民的合意を作り出す必要はなかつたと思われる。また、主権の成立は「条理ノ予メ之ヲ期スル所ニハアラサルナリ」とする彼にとつて、神話からの演繹的な説明は、必ずしも自らの理論に合致したものではなかつたと思われる。次に、天皇主権を構成する彼の論理を見てみよう。彼の論理は祖先教→家長権→天皇主権という構造になっている。

「我國ハ祖先教ノ國ナリ。家制ノ郷ナリ。権力ト法トハ家ニ生レタリ。……氏族ト云ヒ國家ト云フモ家制ヲ推抜シタルモノニ過キス。権力相関ヲ指摘スル呼称ハ異ナリト雖、皇室ノ嬖臣ニ臨ミ、氏族首長ノ其族類ニ於ケル、家父ノ家族ヲ制スル、皆其権力ノ種ヲ一ニス。而シテ之ヲ統一シテ全カラシムルモノハ祖先教ノ國風ニシテ……」

ハ其禁令ニ対シ不服ヲ述フルヲ得ス。又臣民信教上ニ於テ斯ノ如キ所為ハ臣民タルノ義務ニ背ケルヤ如何ンヲ判定スルハ裁判官ニ在リ。」

三権分立の立場から解釈して、信教の自由を制限する権限は立法でなく、行政と司法とが分有すると考えているのである。

管見に触れた限りでは、以上のことが、穂積が帝国憲法第二十八条に関して述べていることの全てである。つまり、神社信仰や神社参拝を「臣民タルノ義務」とする解釈はどこにも出てこないのである。

五、穂積における天皇制と神話、神社第二十八条との関係

三、四、で見たように、穂積は教派神道や仏教を行政慣行上公認教だと述べているが、神社についてはほとんどまったく触れていない。また、神社の信仰や参拝を「臣民タルノ義務」であるとも論じていない。一冊全体が天皇主権の主張のために捧げられたといつても過言でない彼の名著『憲法提要』にも神話や神社はほとんどまったく出てこない。このことからすると、穂積は神社に対してさほど関心を払っていなかったのではないかと思われる。

ところが、天皇崇拜の精神的基礎を固めるためには、天皇の神格の根拠としての神社に対して、国教的性格を与えることが必要だっ

彼が家長権や天皇主権の基礎とする祖先教とは次のようなものである。

「祖先ノ肉体存セサルモ其ノ聖靈尚家ニ在リテ家ヲ守護ス。各家ノ神聖ナル一隅ニ常火ヲ点シテ家長之ニ奉祠ス。是レ所謂家神ナリ。祖先ノ神靈ナリ。事細大ト無ク之ヲ神ニ告ク。是レ幽界ノ家長ニシテ家長ハ顯世ニ於キテ祖先ノ靈ヲ代表ス。家長権ノ神聖ニシテ犯スヘカラサルハ祖先ノ靈ノ神聖ニシテ犯スヘカラサルヲ以テナリ。」

この様な祖先教を基礎とする家長権については、彼は次のように述べている。

「家長権ニ服従スル者ヲ家族ト云フノテアリマス。家長ノ地位即チ今ノ民法テ謂フ戸主ノ地位ト云フモノハ、元ト祖先ノ位テアツテ、現在ノ家ノ父カ祖先ニ代ツテ其位ニ居リ、其祖先ノ子孫ヲ支配シテ之ヲ治メテ行ク地位テアリマス。」

天皇主権が以上の祖先教や家長権の上に成り立っていることについて、彼は次のように述べている。

「我民族ハ民族ノ遠ツ祖ノ位ヲ以テ民族ヲ統治スル主権ノ存ル所トシテ之ヲ崇敬シ、之ニ服従シ、之ヲ中心トシテ其周囲ニ發展シ来ツタノテアリマス。言葉ヲ換ヘテ云ハハ、國ヲ統治スルノ中心ハ、万世一系ノ皇位テアツテ、而シテ万世一系ノ皇位ハ即チ祖宗ノ御位テアル。祖宗ノ御子孫カ相承ケテ万世此位ニ居タマフモノ

ノ歴史ニ稀ナル法則ヲ数千年間ノ下ニ維持シ得タリト云フ点ニ在リ」

古代には祖先崇拜が普遍的に存在し、それに基づいた国家が多数存在しており、日本もその中の一国だったとする解釈自体が、固有の神話に基づく固有の国体という解釈とは、別の体系をなしている。また、この解釈からすれば、日本と西洋を分けてたものは、歴史の展開の相違ということになってくる。

(3) 祖先教の成立に対する考え方が少しも神秘的でなく、また、神話を根拠としてもいない。穂積は祖先教の成立について次のように言っている。

「幼稚ナル時ニ在リテハ父ハ智力ニ於テ腕力ニ於テ優ル、コト明ナリ。何レノ父ト雖モ普通ナル事トス。是レ天然ニ優劣ノ判ル、最モ見易キ標準ナルヘシ」

「我ハ父ノ子ナリ、父ハ祖先ノ子ナリト云フ事ヲ少クモ能力ニ有スルトキハ、野蛮時代ノ人民トテモ最モ優ナル者ハ祖先ニ相違ナカリシトノ結論ヲナスハ無理ナラヌ事ト云フヘシ。我ノ父ニ対スル父ノ祖先ニ対スル関係ヨリ推シテ考フレハ、祖先ハ最モ優リタル者ニ相違ナシトシ、之レヨリシテ祖先ヲ崇拜スルノ風自然ニ生スルナリ」

「死者ハ其ノ精靈尚幽界ニ存シテ其ノ子孫ヲ保護スルト云フノ念ハ父母カ其ノ家族ヲ保護スルノ念ヨリ移リタルモノナルコトヲ知ル可シ」

ノテアル。是天祖二代ツテ天位ニ居リ、而シテ國家統治ノ天職ヲ行ハセラルルノテアル。家ニ於ケル親族團結ノ意ヲ推シテ、之ヲ大クシテ民族ノ團結トシ、家ニ於ケル家長権ノ意ヲ推シテ、之ヲ國家ノ主権ト為ス。・・・是故ニ我固有ノ觀念ニ於テハ、家ト云ヒ國ト云フ觀念ハ一致シテ居ツテ二ツニ分レタモノテナイ、家ハ國ノ小ナルモノテアル。國ハ家ノ大ナルモノテアル。」

そして、このような形態の国家形態を維持する目的はについて、次のように論じている。

「人類ヲ一纏メニシテ、世界ノ唯一ノ団体トスルト云フコトハ或ハ空想トシテ之ヲ言フヘキコトテアルカモ知レマセヌカ、ナカナカ今ノ時代ニ於テ、之ヲ夢ミテ安心シ得ヘキテハアリマセヌ。若シ今ノ時代ニ於テ、大早計ニモ人道博愛ノ主義ニ偏傾シテ家ノ組織、國ノ組織ヲ解散シテシマツテ、而シテ愛國心ナル者ヲ輕蔑シテ、唯世界永遠ノ平和ト云フ事ヲノミ夢ミテ、容易ニ此ノ愛國ノ心ヲ解イテシマツタナラハ、世界ノ統一ハ出来ナクシテ先ツ國ハ亡フルト云フ、実ニ悲惨ナル境涯ヲ見ルテアラウト思フ。政策トシテハ、固ヨリ不可テアリマス。道理トシテモ亦無論謬リテアリマス。政策トシテモ今日ノ世ノ中ハ愛國心ヲ鼓舞シテ、出来ルタケ我ノ生存範圍ヲ広クシテ、出来ルタケ我ノ生存ノ活力ヲ養フテ置クニアラサレ

要するに、穂積が天皇制の基礎としている祖先教は必ずしも記紀神話に依拠するものではなく。又、神社の祭神と深い関わりを持つものでもなかった。

ところで、祖先教について穂積が、「祖先教ハ我國体ノ基礎ナリ」「我國ハ祖先教ノ國ナリ」と考えていたことはすでに述べた。このように考えていた穂積にとって、祖先教と憲法第二十八条の信教の自由とはどのような関係にあったのだろうか。このことに関して穂積は何も語っていない。西洋の法制はキリスト教を基礎にしていると考えており、しかも、憲法では信教の自由を保障していることを知っていた彼には、このようなことは問題として現れてこなかったであろう。

「欧州ハ彼ノ宗教(キリスト教)行ハレシヨリ獨尊ノ上帝ハ人類ノ敬ト愛トヲ專有シ子孫マタ祖先ノ拜スヘキヲ知ラス。於是乎孝道衰ウ。平等博愛ノ主義行ハレテ民俗血族ヲ疎ンス。於是乎家制亡フ。而シテ個人平等ノ社会ヲ成シ個人本位ノ法制ヲ以テ之ヲ維持セント欲ス」

最後に、穂積の著作を概観してみると、祖先教に関して三つの分野で発言していることが分かる。憲法、民法、教育である。国民の確信を重んずる彼は、自らが重視した三つの分野に自論を浸透させることによって国民の確信を強化し、それを以て国体を維持しようと考えていたものと思われる。そうだとすれば、憲法的一条文を盾にとった強制によって

ハ世ノ中ニ立ツテ生存スル事カ出来マセヌ。」

つまり、国際的な生存競争に生き残るためであるというのである。

以上の様な穂積の天皇主権論について、以下の三つの特徴を指摘できると思われる。(1) 家における祖先崇拜が直接天皇主権へと展開されているため、天皇と国民とをつなぐ存在は必ずしも必要ではなかったと思われる。つまり、神社という媒体は必要不可欠な存在ではなかった。穂積が神社に対して関心を示さなかった理由の一つはここにあるのではなからうか。

(2) 祖先教が日本固有のものとは考えられておらず、日本の特殊性は、それを維持し続けたことにあるとされている。

「祖先ノ靈ヲ崇拜スルハ必スシモ我國ニ特有ナル礼法ニアラサルナリ」
「何レノ國ヲ問ハス古ノ建國ハ祖先教ヲ基礎トセシナルヘシ」

「欧州ハ彼ノ宗教(キリスト教)行ハレシヨリ獨尊ノ上帝ハ人類ノ敬ト愛トヲ專有シ子孫マタ祖先ノ拜スヘキヲ知ラス。於是乎孝道衰ウ。平等博愛ノ主義行ハレテ民俗血族ヲ疎ンス。於是乎家制亡フ」
「我國ノ彼レニ異ナル所ハ唯二万世一系ノ不易ノ君主ヲ戴クト云フノミナラス、祖先教ヲ以テ社会ノ秩序ヲ正フシ、祖先ヲ崇拜スルノ教ハ即民族ノ宗家タル皇室ヲ奉戴シテ一國一社会ヲ團結スルト云フ

国民を従わせようとする手段は決して有効なものとは映らなかつたであろうと思われる。

おわりに

以上、当時「官僚憲法学の権威」といわれた穂積八束の政教関係論を見てきた。そこから明らかになったことは、穂積の論の中には、宮沢教授の天皇主権論(神話・神社)と強制的という図式が存在していないということである。

穂積は神社信仰や神社参拝を「臣民タルノ義務」であるとは論じていない。それは、そもそも穂積の天皇主権論自体が記紀神話を根拠としたものではなく、また、天皇と国民とを繋ぐのに神社という存在を必要としてもいなかったことによるものと思われる。

当時、最も強力な天皇主権の主張者でさえそのようであつたとすれば、その他の学者についてもあらためて検討してみる必要があると思われる。また、天皇と神社信仰を単純に結びつけて、そこから昭和期の強制や弾圧の理由を説明しようとする議論は、あまりに短絡的だといわなければならない。

註

- (1) 宮沢「憲法Ⅱ―基本的人権―」(昭和五八年三月新版再版第十六刷、有斐閣)三四八頁。
- (2) (3) 宮沢「前掲書」三四九頁。

- (4) 宮沢『前掲書』三四八頁。
- (5) 宮沢俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』(一九八一年八月第二版第五刷、日本評論社)四四頁。
- (7) 長尾龍一「穂積八束」(潮見俊隆・利谷信義編『法学セミナー増刊・日本の法学者』一九七四年六月、日本評論社)。「東京帝国大学五十年史上・下」(昭和七年十一月)等参照。
- (8) 上杉慎吉編『穂積八束博士論文集』(大正二年十一月)所収、四九八頁。フランス革命によって否定された「国教制度」とは、「一ツノ宗教ヲ国教ト定メ国民一般ニ之ヲ信仰スベキモノト定メマシテ、ソウシテ君主ハ宗教ノ首長トシテ羅馬法王ヨリ独立シテ宗教ノ首長タル地位ヲ占ムルコト」とされ、イギリス、フランス、オランダその他ドイツ等が一時この制度を採用していたと説明されている(『皇族講話会に於ける帝国憲法講義』明治四十五年五月、皇族講話会において明治三十四年から三十五年まで前後三十二回にわたって進講したものの記録、早稲田大学図書館所蔵、二七〇・二頁)。
なお、引用にあたって漢字は通行の表記に改め、適宜句読点を付した。引用文については以下同じ。
- (9) 『皇族講話会に於ける帝国憲法講義』二七一頁。
- (10) 『国家ト宗教トノ関係』四九九頁。
- (11) 「同右論文」五〇〇頁。
- (12) 『皇族講話会に於ける帝国憲法講義』二七二頁。
- (13) 「同右書」二七二・三頁。
- (14) 「同右書」二七三頁。
- (16) 穂積「行政法大意」二九六・七頁。
- (17) 「同右書」二九七頁。
- (19) 「同右書」二七四・五頁。
- (21) 『穂積八束氏大日本帝国憲法講義・第四』(明治二十二年五月、華族同志会での講演を筆記したもの、国立国会図書館所蔵)二七頁。
- (22) 「同右書」二八・九頁。
- (23) 二九・三〇頁。
- (24) 穂積「修正増補・憲法提要」(昭和十年七月第五版)三九頁。
- (25) 「同右書」四〇・一頁。
- (26) 穂積「民法出テ、忠孝亡フ」(明治二十四年八月、上杉『前掲論文集』所収)一四六頁。
- (27) 「同右論文」二四七・八頁。
- (28) 「国民道徳ノ本旨」(明治四十四年五月、「修正増補・憲法提要」所収)五六四頁。
- (29) 「同右論文」五六六・七頁。
- (30) 「同右論文」五七九・八〇頁。
- (31) 穂積「家制及国体」(明治二十五年四月、上杉『前掲論文集』所収)二七四頁。
- (32) 「同右論文」二七五頁。
- (33) 「民法出テ、忠孝亡フ」二四八・九頁。
- (34) 「家制及国体」二八五頁。
- (35) 「祖先教ハ公法ノ源ナリ」(明治二十五年一月、上杉『前掲論文集』所収)二六二頁。
- (36) 「同右論文」二六三頁。
- (37) 「家制及国体」二七六頁。
- (38) 「家制及国体」二七四頁。

*なお、本稿は皇學館大學津田法学研究基金より助成を受けた研究(近代日本における宗教の変容に関する基礎的研究)の成果の一部である。

(本学助手・神道研究所所員)